

教育用タブレット端末の持ち帰り利用規定（保護者向け）

令和3年12月〇日

日置市教育委員会

- 1 持ち帰りの対象とする情報機器等は、学習用端末及び端末充電用 AC アダプターとする。
- 2 情報機器を持ち帰って利用できるのは、日置市内の小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒とする。
- 3 情報機器等の持ち帰りを申し込むことができる者は、利用者の保護者とする。
- 4 情報機器等の情報機器等の持ち帰りの可否及び持ち帰りの期間は、利用者の在籍する学校の管理責任者が定めるものとする。
- 5 情報機器等の利用は、無料とする。ただし、情報機器等を家庭で利用するための電気代、端末を家庭のインターネット環境に接続して使用する場合の通信費等は、保護者等の負担とする。
- 6 情報機器等の故障等は、基本的に保険が適応されるが、紛失及び故意又は重大な過失による破損により、貸出情報機器等を原状に復するために要する経費は、原則、保護者等の負担とする。ただし、教育長は、保護者等の属する世帯の経済的状況又は過失の割合等を考慮し、保護者等の負担する費用の一部又は全部を市教育委員会負担とする。
- 7 端末等の持ち帰りを希望する申込者は、日置市学習者用端末等持ち帰り申込書（様式1）を校長に提出し、管理責任者の許可を得て持ち帰ることができるものとする。
- 8 保護者等は、貸出を受けた情報機器等について、学校からの返却を求められた場合は、速やかに当該情報機器等を学校へ返却しなければならない。
- 9 貸出期間中に利用者が所属する学校から転校しようとする場合は、転出日までに情報機器等を返却しなければならない。
- 10 管理責任者は、学校の実態に応じて貸出期間を延長することができる。
- 11 返却された情報機器等に故障等の異変を認めた管理責任者は、市教育委員会へ第一報を入れた後、利用者及び保護者等から詳細に情報を聴取して日置市教育情報機器等事故報告書（様式2）を作成し、教育長に報告しなければならない。
- 12 利用者及び保護者等は、持ち帰った情報機器等の取扱いについて校長の指導に従うとともに、細心の注意をもって情報機器等を管理し、家庭学習以外の目的で使用してはならない。（SNS等の書き込みや写真・画像等の配信は禁止する。）
- 13 利用者及び保護者等は、持ち帰った情報機器等に対して次のことを行ってはならない。
 - ア 情報機器等に対して設定やパスワード等を変更し、または新たに設定し、もしくは削除すること。
 - イ 情報機器等に新たなソフトウェアを導入し、又は既存のソフトウェアを削除すること。
 - ウ 上記に掲げるもののほか、情報機器等の教育利用を阻害する一切のこと（他者への誹謗中傷等）。
- 14 情報機器等の紛失又は破損もしくは異変を認めた利用者及び保護者等は、速やかに管理責任者に申し出なければならない。
- 15 前項の申出を受けた学校長は、市教育委員会へ報告後、利用者及び保護者等から詳細に事情を聴取して事故報告書を作成し、教育長に報告しなければならない。